日赤新労

平成３年
９月25日
発　行
第134号

発行所
日本赤十字新労働組合連合会
（日赤新労）
東京都港区浜松町2-2-14
ＫＩビル802
ＴＥＬ(03)3433-3028
発行責任者
雀岡　博

綱　領

1. 吾々は、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて吾々の権利を守り、生活の安定と向上をはかる。
2. 吾々は、常に暴力と独裁を排し自由にして明朗なる民主的労働組合としての健全なる発展を期する。
3. 吾々は、赤十字の民主化と近代化を促進することによって、その人道的任務の達成に寄与する。

平成３年度 第２回中央委員会ひらく

平成三年度ベアを審議

婦人部会も――同時に開催される

九月八日、九日の両日、平成三年度第二回中央委員会及び幹部研修会が、千葉市「京成ホテル」に於いて、全国各ブロック選出中央委員、オブザーバー等多数参加のもと、盛大に開催された。

八日午後一時より幹部研修会が開かれ、「医療を取り巻く諸問題について」と題して、厚生省健康政策局企画法例係長・片岡佳和氏を講師に迎えて、約二時間の講演を受けた。

午後三時より病院・血セ・婦人専門部会を開き、各専門部会で熱心な討論が行われた。

引き続き中央委員会に入り、議長に西村和典氏（大津日赤）、副議長に中橋祥隆氏（徳島血セ）、書記に盛山和臣氏（盛岡日赤）を選出し、議事へと進行した。

中央執行委員長挨拶後、各部報告、一般経過報告へと移り、二、三の質問後承認され、第一日目は終了した。

九日は午前八時半より、各専門部会報告及び中央委員会議題(1)平成三年度ベアについて、(2)年末手当について、(3)次期全国定期大会について、(4)その他について、各中央委員の活発な討議の中に終了した。

熱心な討議がおこなわれた第２回中央委員会（９月８日～９日）

■報告事項■

一、各部報告

◎組織部

(1)茨城血セ地労委「裁定」状況について、裁定時間切れのため次回に予定。

(2)芳賀日赤人事交流問題について、芳賀・足利日赤単組役員及び本部役員とで局長交渉を実施し、人事問題について白紙撤回を実現させる。

(3)静岡県支部「夏期手当」プラスα分については支給する。特別昇級についても相方調査し、今後協議することとする。

(4)北海道・東北地域を中心とした七施設のオルグ活動を実施。

◎教宣部

(1)全国初心者研修会（六月十六日～十八日）報告。

(2)単組新人役員研修会（七月七日～八日）報告。

◎調査部

平成三年度調査事項回収結果報告。

①夏期手当について　②施設における職員構成について　③単組ファクシミリの設置状況について　④保育所料金について

二、専門部会

◎病院部会

(1)四週六休制実施状況について、土曜閉庁方式を採用し試行する単組がある。

(2)病院における人員確保及び経営について、単組役員は積極的な経営参加意識を高め、組合員を指導して行く努力が必要である。

◎血液センター部会

(1)休日採血勤務の軽減化を図って行く必要性がある。

(2)調査部会にセンター中央委員を積極的に参加させ、加盟単組との情報交換の拡大を図って行く。

◎婦人部会

(1)婦人部会開催について、今後第二回中央委員会時に同時開催して行く。

(2)次期本部役員について、現在女性一名であるので、一～二名の女性役員を選出する。

(3)要求書二十七項「保育所の増設」に対し、今後強力な活動を進めて行く。

以上、各部報告及び専門部会報告が承認された。

■審議事項■

一、平成三年度ベアについて

執行委員長より第一回中央委員会以降におけるベア団交状況及び八月七日人事院勧告を踏えての本社回答経過説明がなされた後、中央委員より、①医療職㈢俸給表が新設されるが、一般組合員はC・B等級止りであり、組合員に対して現実のメリットはないのではないか、②役付職員特別勤務手当の新設運用に対して（労基法第四十一条二項）労働時間、休憩及び休日に関する適用除外者（勤務時間自由者）はどうするのか、との質問が出された。

同時開催の婦人部会

本部は、①現時点では現行の昇格基準表通りである。②適用者の常識にゆだねる以外にないとの回答を示した後、平成三年度給与改定について（本社回答メモ）提示案通り可決され、早期妥結すると決定した。

二、年末手当について

各ブロック会議においての要求決定が発表され、統一要求額三七・五割十一律五万円、統一要求日十一月十三日と決定した。

三、次期全国定期大会について

第三回中央委員会から、役員詮衡委員は活動を開始する。

（詮衡委員）1B＝大久保文彦、2B＝佐竹　敬、3B＝粕谷幸司、4B＝冨江武司、5B＝飯田幹雄、6B＝未定

尚、大会運営については機関紙第一三三号報告通りである。

四、その他

(1)次期本部役員について

第三回中央委員会前日に役員詮衡委員会を開催し、本部役員を推選出来るよう努力する。

(2)四週六休制について

実施状況について報告を受け、二単組が試行している。今後各単組で試行されたら、実施要綱等を本部へ送付する。

(3)組合例規集について

再度見積りと申込みの調査を実施する。

(4)本部事務局員に対する退職金積立について

規定内容について、ブロック会議及び第三回中央委員会で審議出来るように資料を配布する。

67名の参加者 幹部研修会を開催

「医療を取り巻く諸問題について」

九月八日十三時から二時間に亘り、幹部研修会が開催された。今回は最近の医療情勢に注目し、講師として厚生省健康政策局総務課企画法令係長の片岡佳和氏を迎え、「医療をとりまく諸問題について」と題して講演された。

一、我が国の医療の現状

(1)世界最長寿国の達成

(2)我が国の医療制度の特色

医療機関や医療従事者の偏在はあるものの欧米諸国と比べ遜色のない水準に達している。

(3)医療を取り巻く環境の変化

①人口の高齢化

老人医療が大きなウエイトを占め、入院期間の長期化と生活様式の重視がある。

②科学技術の進歩

高度先端技術開発で難しい検査、診断、手術が可能、臓器移植、遺伝子組替え治療法の研究に依り医の倫理問題が生じ、治る見込みのない本人の意識もない状態で延命目的末期医療と人間の尊厳をどう考えるか、今の医者は検査はするが患者の訴えや話しをよく聴いてくれないようにもなっている。インフォームド・コンセント（知らされた上での同意）

③医療ニーズの多様化・高度化

医療の内容が疾病の治療だけでなく、予防や健康管理、リハビリテーション、介護などを含むものに広がり、またお金を出すからいい病室に入院したい人と、病院は最小限病気を治してくれれば良い人の、最小限から高いところまで多様化している。

講演する片岡氏

二、今後の我が国の医療についての基本的考え方

(1)成熟社会にふさわしい医療制度の構築

(2)より良いサービスの提供

快適な病室の提供や患者の立場に立った食事提供の見直しと医療周辺部のサービスの向上にも医療機関や行政が努力する必要がある

(3)保健・医療・福祉の連係

今後の医療施策では、地域の特性等を踏まえた地域医療の充実が重要となり、各医療機関が供給主体との連係の下に、健康増進、疾病予防から治療、リハビリ、介護まで幅広いサービスを効率的に提供できる施策を展開すること。

三、当面の課題

(1)医療法の改正にいて

厚生省では医療を取り巻く環境の変化に対応し、患者の状態に適した良質な医療を適切に提供する体制を確保する目的とした医療法改正案を現在国会に提出。

その主な内容は、

①医療のめざすべき方向の明示――医療提供の理念規定を整備。

②医療施設機能の体系化――特定機能病院、療養型病床群。

③医療に関する適切な情報提供のための規定の整備。

である。

（資料）医療法の一部を改正する法律案要綱(抄)…配布

(2)保健医療マンパワーの確保

特に看護職員の確保対策が重要となっている。

看護職員については、

①『看護の日』の制定

②養成力の拡充強化

③離職防止対策の強化

④再就職の促進

⑤各種研修等の充実

などの施策を推進すると共に勤務条件の改善を踏まえた需給見通しの見直し等、努力していく。

(3)地域医療計画等の推進

医療資源の効率的活用に配慮しつつ、システム化を推進する医療計画、各都道府県における五年毎の計画の見直し（本年六月改正）を控え、病床数の算定方法等の見直しを行った。

(4)脳死と臓器移植、尊厳死の問題

生命倫理に関し、この問題は国民的議論を呼んでいる。昨年二月、内閣総理大臣の諮問機関として臨時脳死及び臓器移植調査会が設置され鋭意審議され、来年一月の最終答申に向けてさらに審議を進めることになっている。

(5)医療関連サービスの健全育成

医療関連サービスの質の確保、健全な育成・発展を図るため、昨年医療関連サービス室を設置、また民間レベルに財医療関連サービス振興会が設立された。

(6)全人的診察能力を有する医師の養成

近年医師分野は量的拡大から質的充実の時代に入り、患者の持つ問題を心理的、社会的側面も含め全人的にとらえ、卒前教育における臨床実習、医師国家試験、卒後の臨床研修、生涯教育に至る取組みが必要である。

(7)老人保健制度の改革

「高齢者保健福祉推進十ヵ年戦略」の推進と介護に着目した体制の充実、老人医療費の公費負担の拡大と運営の安定化を図る老人保健法の改正案が先の国会に提出され、この一日も早い成立に向け努力している。

以上の事項について、厚生省としての取組みと解説を含め詳細に講演された後、参席者により質問と回答がなされ、各幹部の方々にとって今後の取組みに活用されることと思えた。

全国初心者研修会開催

－箱根町「箱根太陽山荘」にて－

「彫刻の森美術館」も見学

充実の三日間

平成三年度全国初心者研修会が六月十六日～十八日の三日間、神奈川県箱根町強羅の国民宿舎「箱根太陽山荘」において開催された。

初日は午後一時から青山中央執行委員長のあいさつがあり、日赤新労労働歌の合唱の後、二十五名の受講者の自己紹介が行われた。

参加者全員、熱心に講義を受ける

本講に入って、まず宿岡中央書記長が「労働組合とは」と題する我が国における労働運動の歴史、労働組合の役割などについての講義を行い、引き続いて藤村中央副執行委員長が日赤新労の「綱領・規約」の説明を行った。

二日目、午前九時半から松本中央副執行委員長の「労働協約」についての講義があり、続いて梅村中央執行委員の「平成三年度要求書」についての解説があった。

午後は、全員で野外美術館（彫刻の森美術館）に出向いた。

二十分程歩いて到着。約二時間半の彫刻芸術観賞を行った。同美術館のピカソ館では、開館二十周年記念特別収蔵「ピカソ・幻の版画シリーズ」が公開中だった。

最終日、午前九時半から青山中央執行委員長が「日本赤十字社の機構と労働組合」と題して、日赤新労の結成までの経過などについての講義を行った。

最後に受講者全員から感想文を提出してもらい無事閉会した。

感想文の紹介

◎日赤新労の構成、活動方針、単組と本部などの関係がはっきり理解できていなかったが、この研修会に参加したことにより良く理解できた。またレクリエーションなどもあり、他県の病院、血液センターの方々とも知り合えてよかった。

講義もわかりやすく、雰囲気もよく、充実した三日間だった。

◎日頃から組合員としての意識も薄く過ごして参りましたが、この新人研修に参加し、組合の起こりから現在に至るまでの歴史、また労働協約により守られていることなど、他にも学ぶことの多い研修でした。今後は組合に対し新たな認識のもとで、組合員としての自覚をもっていきたいと思います。講演の内容もわかりやすく、勉強になりました。

◎私は今年より組合員として活動しています。組合員として知っていなければならない基本的な点を教えて頂けて勉強になりました。しかしまだ本当の初心者で、ここで研修したことを発揮できるかは不安ですが、少しずつ組合の内容に積極的に目を向けることから始めたいと思います。

今回は遠方から見えられた方も多く、他の病院の方と知り合えてよかったです。全体をとおして楽しい研修でした。

単組新人役員研修会ひらく

『組合活動に必要な法律知識』について

松岡二郎氏（宇都宮大学講師）が講演

七月七日、八日の両日、静岡県熱海市「岩間荘」において、単組新人役員研修会が全国各単組より約四十数名の参加により開催された。

講師には昨年同様に宇都宮大学講師の松岡二郎先生を迎えて、テーマを「組合活動に必要な法律知識」と題して講演が行われた。

○最低労働条件を規定した労働者保護法の必要性。

○労基法は適用範囲からしてほとんどすべての事業、労働者に及ぶ労働者保護の基本法である。

○労基法は憲法に根拠をもった立法である。

○労基法は法定事項のうちで若干の訓示的規定を除いたほとんどすべての条項について、これに違反した場合の罰則を規定するとともに、特別な監督制度と行政上の措置が講じられている。

以上のように、労基法等を中心に勤務時間、労働時間、休憩時間、休日、代休、業務命令、労働契約、労働協約、就業規則等を、事例・判例を混じえながらの講演であった。

二日目は、前日の内容に対する質問、再度詳しく知りたい事、さらに単組における問題等で聞いてみたい事を提出してもらい、その内容を中心に予定時間いっぱいまで講演していただき、終了した。

単組新人役員研修会は今回で三回目、昨年の二回目より講演日程を約一日としたことで、なかなか理解しにくい労働法の内容もさらに詳しく、なお且つ反復しながら聴講でき、役員のレベルアップを目的としてスタートした研修会も徐々に充実してきた。

各単組の役員の皆さん！　次回の研修会にも多数ご参加下さい。

講演する松岡氏

職場対抗ボウリング大会開催

検査部チーム優勝、個人賞は佐藤清史（栄養課）さん

—名二日赤労組—

去る六月二十一日、名二労組主催職場対抗ボウリング大会が行なわれました。行事の少ない当院において、当単組のレク活動が果たす役割には大きいものがあります。六月の恒例となったこの大会、参加者二三〇余名。丁度開催日がボーナスの支給日と重なってみんなムフフ…。執行部もほっと一息。梅雨の合間の晴天好日、和気あいあいの雰囲気のうちに午後七時、梅村執行委員長の始球式で大会は始まります。

レーンは各職場ごとに割り当てられるため、見知らぬ人と親睦を深めるということはできにくいのですが、盛り上がりは最高。ここから新しい恋がいくつか芽生えるのだろうかなあ、などと余計なことを考えながらも、所帯持ちの自分は高見の見物を余儀なくされるのでした。

スコアの集計には毎年苦労させられますが、今年は新兵器98ノートを駆使しての奮闘でした。レク部の皆さん、ご苦労様でした。結果はグループ優勝＝検査部、二位＝三病棟六階、三位＝薬剤部、個人優勝＝栄養課の佐藤清史さん。

大会は九時過ぎに終り、私は自分のスコアを見て女性に十五点のハンディを与えるのは男女差別だと思いつつ、参加賞を一個もらって帰りました。

（書記長・駒井記）

北から南から

大盛況！

鮎つかみ大会

縁日のような盛り上がり

—芳賀日赤職組—

平成三年八月十一日（日）、病院の屋上から見渡せる五行川で、当職員組合は組合員及びその家族を対象に、鮎つかみ大会を行った。準備は一カ月前の代議員会から行い、鮎つかみのみにとどめずどの様なイベントにするか、係は何人必要かなど試行錯誤しながらも、準備期間中も胸が「わくわく」する感じで鮎つかみ大会をみんな心待ちにしていた。

当日は、代議員や組合員の有志や執行部総出で、準備・イベントの係を行った。イベントは金魚すくい、ヨーヨー釣りの他、ガス風船、かき氷、鮎の塩焼き、イカ焼き、焼そば、ビールにジュースと、それはそれは縁日がそっくり来たような盛り上がり。組合員及び家族を含め約二〇〇名の人達が繰り出し、準備の苦労の甲斐があって、組合員は勿論のこと子供達にも大変好評だった。

朝から曇り空で雨が心配だったが、みんなの熱気で一滴の雨も降らず、大盛況のうちに終了できた。

新血液センター

6月に完成

—岩手血液センター職組—

本県の血液事業は、昭和四十年に盛岡赤十字病院の院内血液銀行を改修して岩手県赤十字血液センターとして発足し、その後昭和四十三年から岩手県赤十字会館の一部において二十三年間、遂次施設の整備に努めながら地域のニーズに応えてまいりました。

しかし、施設の老朽化、医療需要の高度化に伴い、血液製剤の需要も多様化し、職員の増員や関係機器の整備により建物が狭隘となりました。

このような状況などから、平成二年九月に新血液センターの着工にはいり、本年六月に完成となりました。

周辺環境に恵まれ、東北自動車道の盛岡南インターに近く、広大な県土に献血車を走らせるのに好都合です。

一方、設備面でも血液製剤の高度化、多様化に対応できるよう近代的な設備、能率的な作業システムにも配慮しておりますので、この施設を十分活用することにより医療機関の要請にお応えできるものと考えております。

三一子＆八一子

小菅りゃ子